

小學商業篇

下卷

教育部  
商  
二  
號

四  
號

和

五

K110.62  
8a  
2

坪井仙次郎著

第二版

# 小學商業篇

下

京都書林 村上勘兵衛梓

小學商業篇下卷

目次

- 第十二章 運送商
- 第十三章 運送の種類
- 第十四章 内地運送
- 第十五章 内地運送の業務
- 第十六章 鐵道
- 第十七章 鐵道運送の業務
- 第十八章 海上運送
- 第十九章 海上運送の業務

第二十章 通信

第廿一章 郵便の業務

第廿二章 電信

第廿三章 電信の業務

第廿四章 銀行

第廿五章 為換の方法

第廿六章 株式取引所

第廿七章 保險會社

第廿八章 三保險

第廿九章 結尾

小學商業篇下卷

坪井仙次郎著

第十二章 運送商

運送商

普通商人の商品を賣買するを以て其業とすれども運送商の賣買を事とせば唯他人の委託を受け相應る運賃を収めて物品を運送するを職と為せり。是を商業の繁昌なる處に在てハ自然普通商業の中より分きて獨立し以て本業を助けて益其繁昌を進むるものなり。一軒の呉服見世に就て其商品を見よ。結城織あり。薩摩木綿あり。米澤糸織濱縮緬あり。之を

運送商の責任

一々自ら運送せんは日常の商業を営む違ふかるべし。運送商の必要あること明らかし知るべし。且運送ハ安全ホーテ早速あるホとを加ふるホ従ひて商品販賣の境界を擴張する益あり。例へば京都大阪の間ハ汽船汽車の便ホき日ハ大阪ホ來る所の海魚京都の市場ホ入るホと多からざりも今ハ十分ホあつホ輸たざる。即ち海魚の販路擴まりたるなり。運送商ハ他人の商品を預りて其差圖通り送致するを本分とすれば運送中十分ホ保護を盡して取扱方の粗忽不行届等より損傷を生ぜざる責任あり。但

盗難其他免るべからざる變事ありて護たる損傷ハ一切其責ホ任せざるを法とす。故ホ運送商ハ荷造り粗ホーテ物品遺失の恐ありと認むると此ハ荷主ホ忠告して之を改め造らしめ、品質危險あるもの別ホ賃銀を求むる。畢竟諸物を無難ホ送達せんホとを力むべし。

荷造りの法

荷造りハ運送の法乃變ざるに從ひて改まらざるべからず。昔日ハ人馬小舟を以て運送し諸事多ク人力を以て取扱ひ來りも今日ホ至りてハ汽船汽車の如き器械ホ由て運送し其積み卸しも亦器械の力

を用ふるまゝに為りたり。其變遷實は少なからざるなり。即ち其法前日ハ小より粗糲ありしも今日の大より緻密堅牢あるを要せり。総て荷造りの事を定めんよハ物品の性質を本とするを善しとす。重き物ハ重量の点より由て制限を立て、輕き物ハ容量の点より由て制限を立つなり。

第十三章 運送の種類

二種ノ運送  
法

運送の法は内地運送と海上運送とあり。内地運送ハ適宜の器具を造り道路、河湖等より由て往復するより限るハ陸面狭小なる國土は在てハ其區域甚だ

狭し。然れども商品ハ遍ねく消費者の手より達し或ハ生財者の手より集めんことを要して之を果さんよハ其人所住の地は或ハ其地より商品を輸送するべからざるハ則ち内地運送ハ商業の要具なり。其他之が為めは生ずる所ハ利益を云もど全國人民の風俗言語等として一様ならしめ、いハゆる僻村偏土を減少する効力あり。例へば飛彈の高山の如き絶境の一市街も其人民運送の大効力あるを信し、年分若干乃資金を積むの法を設け、以て終は近傍の都會との間は十分の通路を開かざる言語、風俗、ハ勿論物價の

高低に至るを漸く其都會と平均して復た昔日の別乾坤ならざるべし。

海上運送ハ自國沿海の湊港に物品を運送すると遠く内外國の間に運送するにあり。其沿岸運送ハ商品の運動を安直めて活潑ならしめ、商業繁榮の基と為す。又外國運送ハ他國の餘利を拾ひて我々益とするの法ありて各國民の力量次第何程の利益をも収むべき大舞臺あり。即ち外國交易の要具あり。古語に曰く海を統括するものハ世界の商賣を統括し、商賣を統括するものハ帝ハ世界の富を統括するのみならず實ハ全世界を統御するべしと。海上運送の貴重なる六と知るべし。

二種運送ノ間柄

凡そ内地運送海上運送ハ相待て十分の便利を遂ぐべし。例へば横濱四日市間の海上運送ハ捷速ありて數十時間之を遂ぐざるとするも四日市より其近傍都會に達する内地運送ハ遲緩ありて數十日を費やらざらんよハ前きの捷速も亦其詮なき次第なり。

### 第十四章 内地運送

内地運送の路は河湖の如き水路あり。是は天生の妙器ありて唯之を往くの舟具を準備するの外費用

水路

を要せざりて運送を輕便ならしむ。舟其他一切の諸具ハ河、湖、の有様ニ由テ多少其製ト變ズルニキル一般ノ之を言ハズ舟ハ堅牢アルテ破損轉覆ノ災アルキを要シ、器具ハ精良アルテ早く舟を遣ルニ適スルものなるべし。

然リ而シテ天生ノ水路ハいニゆる地文學ヲ論スル如キ天然ノ法則ニ從フを常トすキバ必ズしも商品運送ノ便ニ適ヒタルものならず。或ハ河身ニ重大アル岩礁を据ルテ舟行を妨げ、或ハ水路を要スルノ邊ニ河、湖を備ヘザリテ運送ノ道を塞ク、など珍一カ

水路ヲ改良スルコトヲ要ス。

らざる現象アリ。故ニ其業ノ人ハ世上ニ便利ヲ究索シテ岩礁を摧破シ、溝渠を鑿ツ、等ノ策を建ツるを要ス。東京、大阪等ノ地ニ在テ市街を貫ける河水ハ此ノ類ノもの少カからズ。之を運河ト稱ス。

陸路

又其路ニ陸路アリ。牛馬荷車を通シテ商業上運送ノ便を助ク。陸路も亦元來政事上ノ用ニ供スルガ為メ開通せるものなるを商品運送ニ使用シタル處少ナからズ。内地運送上ニ關シテ陸路ノ大切アル性質トスル所ハ道幅廣クシテ荷車ノ往來ニ差支アルキこと、地面乾硬アルシテ岩石累衆輾出セざる處と、雨雪

の日泥濘あらざる處と、方向成るべく短距離に從ひて都會湊港の間を連ねること、是を以て。

商業の上進繁榮よつきて新道を開き、古道を修築する等、必然の事たるに、運送商の如き、常に注意して商業上最も便利ある線路を偵察し、以て將來の全盛を謀るべし。

第十五章 内地運送の業務

内地運送ノ業

内地運送を業とするもの、通常全國中各地に荷物取扱所を設け、所定の規則に從ひて公衆の委託を受け、或は直ちに賃銀を收め、或は届先より賃銀と

收め、以て差出人指示の地方に荷物を送達す。此の業に従事するもの少からば、と雖も未だ十分の其便利を極むるに至らざるの遺憾あり

荷物差出人心得

荷物を差出さんとする人の其品質に從ひて、相違なく荷造を為し、之を運送會社の荷物取扱所に輸し、運賃を拂ひ、其受取書を取り置くべし。而して差出人の受取人の方へ荷物を送り出させし旨を報ずべし。物品および其必要の日記とて、在中物個の目録を置き置くを法とし、又運賃の濟不濟に、荷物受取人の一目して明らかべき様を記し置くべし。荷札に其運



送る案内者たるを以て書法結付け様等と丁寧ふて紛失磨滅の患なき様は注意をべし。

荷物受取人  
心得

受取人の必し荷造りを調べ若し遺失損傷の痕あると見へ之を其荷物取扱所は糺だすべし。又荷物安着るときは必ず直ちに其旨を差出人に報ずべし。

第十六章 鐵道

鐵道運送

鐵道を敷き汽車を通じるは内地運送の最も捷速なる法ありて何程の重力を曳くも猶よく一時間七八里を走るべし。是水蒸氣の膨張力を矯めて轉車の力と為したるものあり。其仕掛を粧置して運轉を

洋のり

司する車を機關車と稱す。通常客車荷車の先方にて煙を吹けり。此のもの乃は前きの二者の河湖街道を路とせしが如く既設したる處に就て之を利用する事能はざる。必し一々鐵道を敷設するの勞を採らざるべからず。其費用凡そ一里四萬圓ほどなりと云へり。是を其普遍を妨ぐる一大原因なれども一旦之を設けば以後の修繕保存の小費用を要するは云ふて永く其利を収むべきは之を商品を生入きて賣得を取るより比すまは一時は巨萬の資本を使用し永遠に利益を見ると小資本を使用し速やかに其

ふる法ふりて莫大の重力を曳くも猶よく一時間

て煙を吹けり。此のも乃ハ前きの舟車の河湖街道を

益を得るとの差ひあるはと。苟も商業繁昌して資本  
既ち重積したる國土は在ては至當の業事たりと云  
ふべし。

鐵道運送ノ  
効力

運送の便利は赴くことハ商業其他一切の人事に  
影響を及ぼさべしと既ち之を記るせり。而して鐵道  
運送ハ運送法中の迅速至疾あるものなれば其及ぶ  
る所の影響も亦大に秀優せり。其詳細ハ理財學に就  
て之を明らむべしと雖もこゝに其一例を掲ぐべし。  
東京、高崎の間は鐵道の敷設ありしや。急行猶二日を  
要せし所、忽ち三時間ありて到達すべしと至り、元來

海魚は乏しき沿道の地方は多く新鮮なる海魚を見  
為めは割烹の面目を改めたりとぞ。又之を利用する  
一班を云つぐ曾て運送不便ありし日の不時ノ需要  
は應ぜんが為め當時不用ある物品をも多く仕入ま  
て空しく之を貯ふまば自然資本乃利子を加へ物質  
は由てハ損傷も出來し、畢竟粗品を高價に賣らざる  
べからざる都合なりしも運送の便、迅速なるも至て  
ハ其用意を要せば、唯差當りの商品を仕入ま置き、其  
他の其時は臨みて之を買入るゝことゝ為るべし。さ  
すまば資本ハ餘剰を生じて鐵道株券などの如き

ものを買い入るべく、商品の良品を安價に需ぐべし。  
斯る事項實ふ一つありて足らざるあり。

鉄道運送ハ  
營業ニ影響  
ヲ及ボス

鑄道の敷設ハ世人の營業を改むる力あり。旅店乃  
如きは其最も著しきものなり。此の事ハ安逸因循を  
喜ぶ人の心ハ在てハ往々苦情不平乃原因を為せど  
も少く熟慮せば宜しく奮發精勵して速やかハ時  
勢ハ適したる業ハ轉ト文明乃利澤ヲ浴せんことを  
力むべきを知るべし。例へば曾て一宿ハ五十軒の旅  
店ありしハ鉄道敷設以來道程短縮したるガ如き觀  
相ありて宿泊の旅人を減ト僅ハ十軒の糊口を為

す。不足るハ至れどこそよ。其四十軒ハ罪あくして營  
業を失ひたる姿あり。然まども人の安居して命を保  
つべからざるハ必ぶや他業と求めて生活乃道を立  
つる方策を回らすべし。此の際或ハ産を失ひて貧困  
ハ至る者あり或ハ却りて富を積みて前日ハ優まる  
者ありて困難ハ固より困難なるべし。雖も畢竟前  
きハ五十軒ハて營きたる事業を僅ハ十軒ハて事  
足るハ至りたるハまば其餘の四十軒ハ他種の事業  
を営むべし。即ち之を一家ありて云へば五人より勤  
めたるハ仕事器械ヲ工夫ありより一人ハて事足

るふ至り他の四人ハ他の事業を始めたるふ同ト。是  
一國乃利益ふまを其國民たる者ハ一己乃勞苦を厭  
む以甘んじて相當の他業ふ轉ぶべきなり。實よ上進  
活潑ふる世間よ在る者の免き難き運命なり。

第十七章 鐵道運送の業務。

鐵道運送ノ業

凡そ運送の業ハ廣く之を各地ふ及ぼして其便益  
あるを常とす。故よ其勢固より巨大の資本を要せり。  
是を以て多くハかの合力資本の法よ據り營業の基  
を立てり。中よ就て鐵道運送業の如きハ道敷器械等  
よる一切の工事營業よ至るまで皆一人一己の營為

鐵道敷設ノ景况

とべきも此ならび。且其大よ國益を増加するふとハ  
實ハ一國政府乃特よ保護を與ふるふ價せり。  
斯て今日我國ふ於てハ政府ハ鐵道局あり、民間ハ  
日本鐵道會社あり。各其線路を新設するふ汲々たれば數  
年ならびて大阪東京乃間、東京青森の間よ汽笛相  
傳ふ乃隆盛を見んふと疑ふ。

營業手順

鐵道竣成の處よ於て日常營業ノ手順ハ豫め發車  
の時刻賃銀乃定額を公告し置き、寸刻寸錢の掛引き  
なく精確よ之を執行す。其寸刻をも過たざるふと、實  
ハ文明世界商業乃良模範とも云ふべし。

運送ノ種類

運送の種類を別ちて乗客運送、貨物運送、乃二つとす。乗客運送ハ其賃銀を上中下乃三段と一中等以上ハ往復切手乃制あり。又人物の情態ハ由て其乗車を拒む法あり。貨物運送ハ危険物品、生活物、等種々ハ區別ありて其賃銀の額を定めり。其詳細ハ政府及び其會社所定の規則ヨ就て之を明らむべし。

鉄道運送ノ業ヲ執ル者ノ心得

今日鑛道運送の業を執る者乃責任ハ鑛道敷設乃工事を管理鞭策して片時も早く其所定の線路を竣成する事と、及び今日乃人民ハ汽車旅行乃勝手を弁へざる輩も少ふからざるに上下乃別を問はず十

分懇切乃保護を興ふる事と、ふ在り。其他運轉ハ注意して不時乃災害なき事と、車内を清潔にして病源を絶つ事と、など百般乃雜事舉ぐる事違わらず。宜しく此乃業を執る者ハ一小事たりとも之を修整を怠ら。今日ハ新設の業ありて人々乗車の勝手をさへ弁へざる位の仕義かれハ何事も之を不問ハ付せども永く斯る都合ありと斷定して安心せば意外の譴責を聞て驚く事と知らん。

第十八章 海上運送

海上運送

海上運送ハ其路を天生の海ヨ取れば内地運送と

異なりて線路を修造するを要せしむ。但し往復を安全  
便利ならしむるを浮標を据ゑて暗礁の所在を示  
し、燈明臺を建て、順路を知らしめ、氣象臺を設て風  
勢を察し、湊港を修築して荷物の積之卸しを助くる。  
等の事必要あれども、多く政府或は地方人民の負擔  
する所ありて海上運送商の手を煩はす及ばざる  
ものあり。

船舶ノ種類

海上運送の業に在て直ち費用を要するの船舶  
あり。其造法は風帆船、汽船の二つあり。風帆船は和  
式、洋式を別てり。海に其處は由て大小危険の度合を

異ならずれば、船舶に常より適すべき資格を具へざ  
るべからば、例へば大阪乃近海、はるゆる瀬戸内を往  
復するもの、船体狭小あるも可ありと雖も、横濱神  
戸の間、横濱箱館の間を航する、其重大堅牢あるを  
要す。今危険の割合を云へば、和式風帆船最も危く、洋  
式風帆船を其次とす。汽船を最も無難ありとす。

汽船

且、汽船の之を扱ふ者乃意に應じて進むべく、又最  
も迅速なまば、則ち海上運送の事業はよく適ひたり  
と云ふべし。

湊港ヲ定ム  
ルコトヲ要ス。

海上運送の港より港まで物品を輸すを職とす

れを則ち其効を地方に顯はさんよの完良ある湊港の位置を必要とす。我國乃如きの固より海中の島にして良港を配置天生乏しきよあらざれを十分沿岸航海の線路を擴張せば蓋し商業の面目を改むるに至るべし。而して一たび交通湊港乃一定する處を得ば亦之に應じざる内地運送の路も隨て開け商品の出入整然秩序を得て實は血液乃身体を循環するが如くなる處を得べし。

### 第十九章 海上運送の業務

海上運送業務

此の業務を執るふは第一に堅牢ある汽船を十分

具ふべし。通常汽船は一艘の代金凡そ二三十萬圓を下らず。又世上の信用を得たる船將其他諸職員を雇ふべし。而して沿岸運送あり、外國運送あり、相應の利潤あるべしと判定したる線路を開き、發船時日、乗客賃銀、荷物運賃等を公告せよ。

此の業は國家の利源にして莫大の資本を要するが故に政府の保護を蒙る處を得べし。郵船會社、商船會社の如き皆然り。

荷物乃運送を依頼せんよの各地に開店せる其社乃荷物取扱所に就き成規の手續を盡て荷物を渡す

荷物差出  
人乗船人ノ  
心得



受取書を取るべし。乗船せんとする者ハ其定日ハ護船ノ港ニ到リ乗船切手を買取り之を所持して本船ニ乗り込むなり。海上運送ニ關スル定則の細目ニ至リてハ各成規あり宜しく其書類ニ就て之を明らかにすべし。

### 第二十章 通信

通信 商品を註文する、市場の景況を詳悉する、積荷安着を報ずる、等の事、一々人を使ひて其用を弁ずべからず。平日ハ書狀の往復を以て満足し、緊要重大の場合ニ在て或ハ人を遣つし、或ハ自ら往くべきあり。通信

通信法ノ改良ヨク商業ヲ活潑ナラシム

の商業ニ必要なること明白ありと云ふべし。

通信の法一つならざると雖も其敏速なるも乃小至りてハ實ハ百里の往復猶掌を反へるが如きあり。今日の商人ハ巧み之と利用する處とを得て其利を收むべきなり。例へバ大阪の米價甚だ安く東京ハ甚だ高しとせよ。其間乃通信ハ三四十日を要するの昔日ニ在てハ彼是の景況相通して大阪の米穀乃東京ニ現ハるゝまでハ早きハ六七十日を費やさざるべからず。之を十日を出でざりて往復すべき通信迅速なる今日ニ比すれば諸事遲鈍よりて商業の振へざ

り一六と思ひ遣るべし。凡そ通信の活潑敏捷あるハ  
商品受授の回数を加へ、其傳播を普くし且早からし  
むる基あれを其商利をしりて豊かならしむる効ある  
も乃たるべしと疑ふ。

通信の法を郵便電信の二つとす。政府は通信省の  
設けしりて此の業を執行せり。其國家は有益あるハ  
と運送の業務は優れりと云ふなり。

第二十一章 郵便の業務

郵便の法の東京は郵便本局を設け、各地重要ある  
處は其分局を置き、其他諸所は郵便取扱所あり、郵便

郵便

箱ありて國中一般公私の郵便物を傳送する仕組  
り。又適宜の地位に郵便切手賣捌所を定めて葉書切  
手を公衆に販賣する便に供す。

内國郵便物

郵便物ハ内國外國の二つありて内國郵便物を更  
に左の四種に別てり。

第一を書状とす。其郵便税額を目方二匁とす。二錢  
と定む。故に二匁まで二錢、二匁以上四匁まで四錢の  
割合あり。

第二を郵便葉書とす。其税額一葉一錢なり。

第三を毎月一回以上發行する定時印刷物及び其附

録とす。其税額ハ一号一個に付てハ十六匁と一錢  
乃割合、二号二個以上を束ぬるときハ十六匁と一  
二錢の割合あり。

第四を書籍、帳簿、各種の印刷物、寫真、書画、繪圖、罫紙、官  
業品乃見本及び雛形とす。其税額ハ八匁と二錢  
なり。

摠て郵便税額ハ土地の遠近に拘らず一様なり。

外國郵便物も亦右小類せる種別あり其他一個お  
とら定尺、等種々の成規あるに宜しく郵便條例に就  
て其詳細を盡くさべし。

郵便ノ條例

郵便差出人  
ノ心得

郵便差出人の心得べきハ摠て印証を汚がさざる  
と、葉書乃表面ハ文語を記さざるを貼用切手  
の不足なきこと等とす。若し是等事ハ關して過ち  
あるときは其書を受取る方より増し税を拂はざる  
べからず。又郵便物差出し乃方法ハ種々あり。書留郵  
便別配達郵便、貨幣封入郵便等とす。右の外罰則等一  
切の事項皆郵便條例に明らかなり。宜しく就て見る  
べし。

第二十二章 電信

電信ハ世俗銅糸音信銅糸音信と稱して先づ電信線を架し

電信

ハ學業書下 電信

之より由て音信を傳ふる仕組あり。物理学よいてゆる電氣力を應用したる便法ありて其速力の實は瞬間數十里を達さべくしてよく人をして百里合璧の思ひを懐かむ。

電信ノ効力

前記の郵便の商業は必要ある處を掲げたり。電信の郵便と同様の業務ありて其異なる所は區域の狭き点と、貨錢の貴きことと通信の迅速なる点と、是を以て。今通信乃一事に付て考ふまは電信の郵便は勝れる点と固より論なし。故に急疾を要する音信は電信より由り、後にも差支なきも此の郵便より由り、二

者相待て業務を扱ひ、緩急宜しきを得て最も利益あり。例へば問屋と荷主との關係とせよ。問屋は其委託商品を捌かんことを務むるに當り、幸に買方ありて談判を開くは直段の一事、荷主差直の如くならざれば、とりて文書の往復は數日を費やさば買方への他の賣方を求めて其品を調達さべしと乃場合ありとせよ。此の時電信を以て直組の模様を傳へ、荷主の意見を得ば即ち直ちに其事を完うとすべし。且世人既に電信の効力を信ぜるとは、談判の際に電信を以て問合するすべしの一言よて人の承諾を得る處をなごり

て商業上ノ種々の影響を及ぼすべし。

第二十三章 電信の業務

電信ノ業

電信傳送の模様ハ各地ノ電信局を設置し、其局々の間ニ電信線を架し、以て頼信者の需ムニ應じて彼是相傳達スルナリ。

音信料

内國電信ニ用ふる文字ハ和文アルハ片假名及び數字ニ限ル。其字數ハ一市内壹岐對馬の外遠近ニ拘モラズ十字以内を一音信とし、代料を拾五錢とス。其以上ハ十字以内を加ふる毎ニ拾錢を増ス。一市内ニ於てハ右一音信の料を五錢とス。其以上ハ十字以内を加ふる毎ニ三錢を増ス。

搦て電信料ハ電信切手を以て納むるモノトシ、之を頼信紙ニ貼付スベシ。字數を算ふるハ濁音符、半濁音符、句讀點、數字、歸除線等を一字トシ、括弧を二字トス。

頼信者ノ心得

電信を依頼せんハ受信人發信人の宿所姓名を記ルし、其讀ミ誤ルベキ恐キある文字ハ假名を付スベシ。音信文語ハ必ズ片假名ニ綴リ、之を分明ニ認め、以て電信局ニ差出し、相當の音信料を拂ふべし。通常着信乃遲速ハ受信人の住所の電信局を距る遠

近ふ關するも此なれば發信人の豫め其心得あり。搦て音信文言の字數少なくて意味の誤解なき様よ綴るを必要とす。平常電信の往復を為さざるべからざる場合お在てハ豫め先方の約して符徴を定め置くべし。一字を以て用向を弁ざるが如き便あるべし。特に迅速を要するときは至急別配達の方法よて依頼し相當の音信料を拂ひ。更よ急速なるべし。外國語を以て音信を依頼するときは一語ぶとハ若干の音信料を拂ふの成規あり。右の外之は關する一切の事項ハ電信條例よ明らかなき。

### 第二十四章 銀行

銀行  
既よ記すせる如く貨幣の賣買の媒介たれば商業乃執行に従ひて屢其受授なかるべからず。之を專業と爲る者を銀行商人と稱す。

銀行ノ効カ  
銀行の商業を利するはとを考ふるも商家よ在て一々現實の貨幣を受授せんよと夥多の金額を具へざるべからずして困難少あからず。且盜奪竊取の恐きあり。又其眞實を判し員數を算ふるの勞を要せり。然るも銀行の媒介あるときは証書を以て一切の取引を濟ますべし。全く右の如き煩勞す。其外銀

行の金錢を貸付け、証書類は對して割引渡りを爲し、紙幣を發し、或は微賤の人より小額の金錢を取り集め確實ある抵當を押へて永期限の貸附を爲し、或は高家不用の資金を累衆して活潑有爲の商人は短期限の貸附を爲し、以て商業全境の活動を助く。

國立銀行

我國の銀行は國立、私立、二つは別き。國立銀行は政府の制定したる條例を遵奉するも、これより苟も之を背けるとは、其の營業すべからず。其要を摘示せば、資本は五萬圓以上ならざるべからず。社員は五名以上ならざるべからず。資本は十分の八は日本政

府の公債証書を政府は納め、各種の銀行紙幣を請取り、十分の二は引換準備金として之を貯ふるを法とし。又營業の本務として載る所の金錢貸付け、金錢を爲換証書割引、保護預り、等あり。其詳細は銀行條例に就て見らる。

私立銀行

私立銀行は銀行紙幣を發する点との外、總て其力量次第して、通常の銀行業務を執行すべし。金貸し、兩替商など稱するもの、銀行商の一種類にして、其業と異なる所唯一局部は止まるまでの差ひなり。

銀行商の本分

凡そ銀行の業務を採る者の金錢と信用との活動

貯蓄銀行

を以て輕便安全ならしむる小在れが其利益の資本  
轉用乃利子より來るふりと覚悟をべし。妄りよ賣買  
商業の道よ入りて圖らざる損耗を招き為めよ世上  
の金錢融通を妨ぐるが如きことあるべからず。

貯蓄銀行の微賤ある人民を以て小額の金錢を省  
畧して疾病事故は應とするの謀を建てしむる所あり。

銀行ヲ利用  
スル人ノ心  
得

凡そ銀行を利用せんことを人ハ先づ其銀行の資  
本高、營業摸樣、役員の人物、品行等を明らむる處を  
要す。中よ就て貯蓄銀行の如きの利子の割合の微  
く多額ある小迷ひて妄りよ増利を慕ふと犯すを

貪りて尺を失ふの悔あるべし。日本銀行、第一國立銀  
行、驛遞局貯金預り所等と以て現今最も確實あるも  
のとをべし。夫も人世の變事ハ極まりなきを常とせ  
まいたるとい確實の世評ある銀行たりとも或ハ失敗  
なきよあらず。故よ自己乃關係ある銀行よ就てハ居  
常注意して役員の舉止、營業の實況等一々之を弁ふ  
るを善しとす。

第二十五章 為換の方法

金錢を遠方よ送らんよハ貨幣封入書狀の法あり  
て郵便よ附とべしと雖もその唯小額の金錢を送る

ハ、學術書目録 爲換の方法



為換

の法より亦其債錢も貴し。

金錢を送るに其現物を以てせずして証書を送達  
するを為換の法と稱す。然て為換を取組むる振出  
人として其証書を作り出だす人、名宛人として其証書よ  
引換へて金錢を渡す人無かるべからず。依頼人ハ之  
を頼む人、受取人ハ其金錢を受取る人あり。此の人ハ  
別人ある六とも同人ある六ともあるあり。受取人よ  
其証書と他人よ譲り渡すときハ其裏面ハ成規の  
裏書を為さべし。其人を裏書人と云ふ。

郵便為換

郵便為換ハ一通の証書ハ金額を三十圓以下とし証

書ハ引換て金錢を渡す乃法頗る巖峻より實ハ其  
確實あるを知るに足まじり。又郵便小為換の法あり最  
も便利あり。郵便為換証書ハ三ヶ月を歴るの後ちよ  
至れば其効なきものあり。若し其後ちよ於て其金錢  
を受取らんとするときは成規の手順を履て第二の  
証書を得之を以て請取るべきあり。

銀行為換

銀行為換ハ大額の金錢を送る便法なり。例へば甲  
地乃銀行よ於て相當の手數料ありて百圓を拂ひ込  
其為換証書を乙地よ送達し其地よ於て証書面の銀  
行よ至り直ちよ其金額を受取るなり。銀行ハ唯其証

書を標準として金銭を渡すを法とすれば誤て証書を遺失する事とあるときハ力めて早急ニ其旨を金銭を拂ひ渡すべき銀行ニ報じべし。而して第二の証書を得て金銭を受取るべし。若し既に証書を所持する者乃銀行より金銭を受取りたる後さらば空しく自己の損耗と為るなり。總て為換証書封入の書狀ハ表書ニ証書入る文字を記す事と勿き宜しく慎むべし。

又最も至急ニ金銭を送る事とを要する事ありんハ電信為換乃法を用ふべし。即ち其金銭を先方ニ渡

電信為換

は都合を得べし。此の為換金を請取るハ指名し來りたる商家ニ往き成規ノ証書を入き其金を受取るべし。必だ一名ノ証人を伴ひて受取証書ニ加判せしむるを法とす。斯て金銭請取濟之の上ハ直ちニ其旨を差出し人ニ電報すべし。

### 第二十六章 株式取引所

株式取引所

貨幣を基として施行せらるる信用の種類ニ日本政府の公債証書及び日本政府の條例を遵奉して發行したる銀行及び諸會社の株券等あり。株式取引處ハ之を賣買取引する所あり。此の業を管するハ

株式取引所條例に載せる規則を遵奉して政府の許可を受べきものとす。

取引所創立ノ定規

此の取引所を創めんものは發起人の員數を十名以上と定め、資本金の高を二十萬圓以上とす。而して其半數の必だ發起人にて引受調達せる成規あり。

公債証書

公債証書は記名証書として其持主の姓名、在地屬籍を記すもれと無記名として全く之を記さざるものとあり。又其目的の在る所より由て其名稱を異せし例へば工業を起す為めは發行したるものを起業公債と云ふが如し。且其証書の種類より由て利子の

割合を異せしむ。其實買直段の高低の利益の多少及び其証書を發行したる者より對して世人信用の厚薄等より生ぜざるを尋常とす。其信用の有様は影響を与ふる原因に至りては永く其道の經驗を積まざれば明らかよ之を知るべからざらば。今其大要を云ふが之を政事上の變動、商業上の景況の二つと為すべし。

株券の銀行株券、日本鐵道會社株券等ありて其數のかの日本政府の條例を遵奉したるの會社の數は從ひて幾ど限りあり。而して其株金に付する利益は其期營業の模様より由て多少あり。

第二十七章 保險會社

保險法

商業を営むに當りて不時の災禍に遭ふことあり。例へば新築の家屋を焼滅するは、壯年倔强ある主人の死亡するはと等あり。斯る危険の存することあらんもの商業を営む者實に安心ならざる次第あり。然まども其危険の人世免るべからざる定業ありて之を消亡するはと能はず。唯其事あるも其害の及ぶ所として甚殘酷ならざらむる方法あるは之を保險法と稱す。

保險法ノ仕組

其法の豫め定額の金錢を拂ひ込置き若し災

禍の出来たらんもの定規の償ひを為す仕組あり。災禍を請負ふ方を保險人と稱し、之を委託する方を被保險人と稱す。保險人より拂ひ出すべき金額を保險金と呼び、被保險人より拂ひ込むべき金額を保險料と呼ぶ。此の法の一人の災禍を公衆に荷はる主義あり。故に捨て保險區域の廣きを利ありと云。例へば生命保險の事よて云はん。東京は百名の被保險人ありんもの東京、大阪、廣島、名古屋、あて各廿五名宛あると安全ありと云。されば若し東京に惡疫の流行ありて悉皆死亡するの大事憂ありとも猶廿五名に

止まるべし。他の七十五名の拂ひ込むべき保険料を以て其損耗を補ふべし。

保險ノ業ノ  
實著ナルコト。

保險の業は不慣ある者の考めての唯損耗の云々  
アテ利益ふきぐ如き思ひあらんも元來近真論アサイ  
バス、オリス、プロの學理より出て其確實ある處と決して  
自餘の商業は劣らざるなり。猶其理の明らかならん  
が為めよ一つの譬を云ふべし。一杯の水は一杯の水  
を増さば忽ち溢出すべきも水量大あるときハ毫も  
其感得なくして幾と痕跡を見ず。故に保險ハ之を廣  
大に執行されば則ち隨て損失なきもれあり。

而して其商業上の利益を擧げんもの甚ど煩雜お  
まバ唯其商買の保護者たりと云ふべしとの一言を  
記して満足すべし。

保險商業の種類ハ人乃生命、火災、水難、等より旅行  
の危険、等に至るまで實は無數ありと雖も海上保險、  
火災保險、生命保險の三を其首要ありと云。

第二十八章 三保險

海上保險

海上保險ハ被保險人より若干の保険料を拂ひて  
約定の航海中船舶あり、積荷あり、其保險を委託せる  
物の破損滅亡する處とあるとき保險人より之を償

ふの約束あり。此乃約束ハ濶切ハ双方の正實を基と  
されバ苟モ隱匿詐偽の事あるときハ其情實の何れ  
に拘もらず即ち全く無効のものト為るなり。始め  
其約束を取結ぶハ當りて保險人ハ船体の堅脆積荷  
の性質航海線路の安危等苟モ其業体ハ關係ある事項  
ハ之を漏らばふとなく之を偵察明知するを要ス。

火災保險

火災保險ハ被保人より定額の保險料を拂ひて家  
屋其他の建物あり家具商品あり火災の為めハ失ハ  
るハ必トあるとき保險人より其一部或ハ全額を償  
ふべき約束なり。通常約束の期限ハ一ケ年と定めり。

其他大体の規則ハ略海上保險ハ據れり。其保險人ハ  
豫め其地方火災損失の平均を明らかニ以て相當の保  
險料を定むべし。無謀ふして以の業を営まば必ズ失  
敗すべし。

生命保險

生命保險ハ豫め定額乃保險料を拂ひ置きて被保  
險人の死亡すると記し當りて定額乃保險金を保險  
人より受ふる約束あり。以の保險を委託せんハ醫  
師の診察と受て身体乃健不健を改め年齢の多少を  
記し以て保險金の高ハ割合て保險料を定むるか  
り。以の業を営む者ハ其地方の人民の夭壽を察し死

亡敷の平均を明らかに、以て保険料の割合を定むるなり。明治生命保險會社の現今確實の世評あり、何れも其詳細を知らんとせば、各會社に就て其規則を求め、之を一覽せよ。又其沿革原則の如きは、其著書より由て之を明らかにせよ。

### 第二十九章 結尾

現今商業の右に掲げたる器具より由て執行せらるるなり。今巻を終るに臨みて、其關係の大概を摘録して商業壇上に登る者の注目すべき要点を示さば、通常賣買の業の上巻に載せる所の貨幣、商品、記簿

等小關する心得を以て之を管むべし。而して下巻に載せる所の皆其業を輔佐して或は便利を加へ、安全を増すものなり。即ち運送の商品運搬、通信の文書を傳達し、銀行の貨幣と料理し、保險の人世の危険を保護し、又商業に有用なる學科の地理學、理財學、博物學、物理學、化學、記簿學、法律、讀書法、算術、圖畫の十ニを重要とす。是等の諸具を十分應用するは、とを得ば商業たといは危険多しと雖も、蓋し産を破りて路頭を徘徊せらるが如き失敗は無るなり。之に加ふるは、商法會議所を設けて各地商業の大勢を理調するは

とを為さば愈其安全を固うまべし。例へば商業は必要ありとせる諸學識ハ名劍よりて商法會議所の如き當時の景況を審明するものハ劍法乃如し。名劍あり劍法具りて始めて大功を建つべきハ理の當然なり。豈商人たる者其心得をかるべけんや。

小學商業篇卷下大尾

明治十七年十月七日版權免許  
同 十八年七月廿五日再版御届  
同 廿一年二月二十日訂正御届

東京府平民

著述人 坪井仙治郎

上京區第二組新島丸頭町  
百九十四番戶寄留

京都府平民

出版人 村上勤兵衛

上京區第二十九組墨華院前町  
九番戶